

有田市立病院看護職員修学資金貸与に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、有田市立病院看護職員修学資金貸与条例（平成24年有田市条例第 号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(貸与の対象者)

第2条 修学資金は、保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）に規定する学校又は養成所（以下「学校等」という。）に在学している者で、他の組合又は団体から修学資金を受けていないものに貸与する。

(申請手続)

第3条 修学資金の貸与を受けようとする者は、修学資金貸与申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて有田市立病院事業管理者（以下「管理者」という。）に提出しなければならない。

- (1) 在学証明書
- (2) 在学する学校等長の推薦書（様式第2号）
- (3) 住民票
- (4) 健康診断書

(貸与の決定)

第4条 管理者は、修学資金の貸与の申請があったときは、その内容を審査の上、修学資金の貸与の可否を決定し、その旨を申請者に通知（様式第3号）するものとする。

2 管理者は、前項の修学資金の貸与の決定をする場合には、前年度における看護職員の欠員状況等を考慮して、当年度内の決定総数を定めるものとする。

(保証人)

第5条 条例第5条に規定する連帯保証人は、2人とする。

2 修学資金の貸与を受けようとする者が、未成年者である場合には、連帯保証人のうち1人は法定代理人（親権を行う者又は後見人をいう。）とし、成年者である場合には、原則として連帯保証人のうち1人は3親等内の親族でなければならない。

3 前項の連帯保証人は、独立の生計を営んでいる者でなければならない。

(修学資金借用書の提出)

第6条 修学資金貸与の決定を受けた者（以下「修学生」という。）は、当該決定の通知を受けた日から15日以内に連帯保証人と連署のうえ修学資金借用書（様式第4号）を管理者に提出しなければならない。

(修学資金の一括交付)

第7条 修学資金は、原則として3箇月分を一括してそれぞれの最初の月に交付するものとする。ただし、年度当初の交付については最後の月とする。

(修学資金の交付の停止等)

第8条 修学生が休学したときは、休学した日の属する月の翌月分から復学した日の属する月の分までの修学資金は交付しないものとする。

2 管理者は、修学生が正当な理由がないのに第12条に掲げる書類を提出しない場合

には、修学資金の貸与を一時停止することがある。

- 3 修学生が、修学資金の貸与を取り消され、又は停止されたときは、既に貸与された修学資金のうち、当該取り消され、又は停止されるに至った理由の生じた日の属する月の翌月以降の分に相当する額を当該理由が生じた日から起算して 15 日以内に返納しなければならない。

(返還の債務の免除)

第 9 条 条例第 8 条の規定による修学資金の返還の債務の免除を受けようとする者は、その理由が生じた日から起算して 15 日以内に修学資金返還免除申請書(様式第 5 号)を管理者に提出しなければならない。

- 2 管理者は、前項の申請書を受理したときは、これを審査のうえその可否を決定し、申請者に通知するものとする。

(修学資金の返還方法)

第 10 条 条例第 9 条の規定による修学資金の返還を要する者は、連帯保証人と連署のうえその理由が生じた日から起算して 15 日以内に修学資金返還計画書(様式第 6 号)を管理者に提出しなければならない。

- 2 前項の修学資金返還計画書を提出した後、返還の方法を変更しようとするときは、修学資金返還方法変更申請書(様式第 7 号)を管理者に提出し、その承認を受けなければならない。

(返還の債務の履行猶予)

第 11 条 条例第 10 条の規定による修学資金の返還の債務の履行猶予を受けようとする者は、修学資金返還猶予申請書(様式第 8 号)を管理者に提出しなければならない。

- 2 管理者は、前項の申請書を受理したときは、これを審査のうえその可否を決定し、申請者に通知するものとする。

(返還の債務の裁量免除)

第 12 条 条例第 11 条第 1 号に規定する相当期間は、修学資金の貸与を受けた期間に相当する期間以上とし、修学資金の返還の債務の裁量免除を受けようとする者は、修学資金返還裁量免除申請書(様式第 9 号)を管理者に提出しなければならない。

- 2 管理者は、前項の申請書を受理したときは、これを審査のうえその可否を決定し、申請者に通知するものとする。

(学業成績表等の提出)

第 13 条 修学生は、毎年 5 月 10 日までに次に掲げる書類を管理者に提出しなければならない。

(1) 学業成績表

(2) 健康診断書

(届出)

第 14 条 修学生は、修学資金の貸与を辞退しようとするときは、修学資金辞退届(様式第 10 号)により管理者に届け出なければならない。

- 2 修学生は、次の各号のいずれかに該当する場合には、遅滞なく当該各号に掲げる書類を管理者に届け出なければならない。

- (1) 休学、復学、転学若しくは自主退学したとき、又は停学若しくは退学の処分を受けたとき 休学等に関する届（様式第 11 号）
- (2) 連帯保証人を変更したとき 連帯保証人変更届（様式第 12 号）
- (3) 本人又は連帯保証人の氏名又は住所に変更があったとき 住所変更（改氏名）届（様式第 13 号）

第 15 条 修学生が、学校等に卒業後引き続き他の学校等に入学したときは、遅滞なく、入学届（様式第 14 号）を管理者に届け出なければならない。

（報告の要求）

第 16 条 管理者は、必要があるときは、修学生に対し、修学資金の貸与の目的を達成するために必要なく報告を求めることができる。

（その他）

第 17 条 この規程に定めるもののほか、修学資金の貸与に関し必要な事項は、別に定める。

付 則

この規程は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。